

ペニンシュラオーナーズゴルフクラブ

乗用カート利用約款

第1章 総 則

第1条(本約款の目的)

本約款は、ペニンシュラオーナーズゴルフクラブ(以下「当クラブ」と称する)の乗用カート(以下「カート」と称する)の利用に関する基準を定め、施設利用者及び従業員の人身事故や物損事故を未然に防ぐと共に、施設(コース及び樹木や造形物)保護を目的とする。

第2条(運行責任者の義務)

コース内は電磁誘導のカート道走行とする。(注1)ただし、カートの運行責任者(当該カートの運転者及びリモコン保持者)は安全に円滑にカートを運行させる義務を持つ。

1. カートの運行責任者が交代する場合は、運行責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議及び責任において、これを行うこと。
2. カートの停止、同乗者の乗降、その他カート運行に関わる事項は運行管理者の判断と責任においてこれを行い、同乗者はカートの運行に関し運行管理者の指示に従ってください。

第3条(運行等の制限)

1. 利用者は係員のカート利用に関する指示に従ってください。
2. カートはやむ得ない事情(注2)がある場合を除き、カート道を走行していただきます。

第4条(運行責任者の資格)

1. 運行責任者は普通自動車運転免許を有する方に限ります。
2. 次の事由のある方は運行管理者になることはできません。
 - (1) 運転免許に条件(眼鏡等)がある場合、当該条件を満たしていない方。
 - (2) アルコール類を当日飲用した方や、その他の事由により正常な運転が困難な方。
 - (3) 免許停止等により前項に関わる運転免許資格を保持していない方。

第2章 注意事項

第5条(安全運行義務)

運行管理者はカートの運行に際し当該カート装置を確実に操作し、周囲の状況に応じ他の人身に対する危害及び当該カートに対する損傷や施設に対する損傷を及ぼさないように十分注意し運行させてください。

第6条(運行管理者並びに同乗者への注意事項)

1. 運転者は次の事項を遵守してください。
 - (1) 電磁誘導走行中はハンドル操作できません。ハンドルは固定しておりますのでムリに回そうとすると機器が破損する場合がございますのでご注意ください。

(2) 電磁誘導走行中は急な下り坂も速度調整をしておりますので安全に運行できます。

万が一、路面が濡れている際に急ブレーキをかけられるとタイヤがロックし安定した運行が出来ませんのでご注意ください。

2. 運行管理者並びに同乗者は次の事項を遵守してください。

(1) カートが発進時や起伏、上下勾配のある場所、屈曲した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は必ずカートの把持部分(アームレストやアシストグリップ等)に掴まってください。

(2) カート走行中は、身体・衣服・用具等がカートよりはみ出ないように注意してください。

(3) カートへの乗車は、そのカートの定員を超えないこと。

第3章 その他

第7条(利用の中止)

利用者に次の事由がある場合には当該利用者につきカートの運行管理者を禁止し、カートの利用禁止や施設利用を中止していただくことがあります。

(1) 運行管理者にその資格がないことが判明した場合。

(2) 自動走行運用中にも関わらず電磁誘導カートを無断で機器を用い手動で操作した(していた)場合。

第8条(事故・故障の場合の連絡)

施設利用者はプレー中の事故又はカート事故(接触・器物破損・故障含む)が発生した場合は、速やかに最寄りの茶店やスタート室に連絡しなければなりません。

第9条(事故の場合の責任等)

1. 運行管理者がカートの運行に関し、故意又は過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カート、その他施設内の物品含む)に損害を及ぼす事故(以下「カート事故」という)を起した場合には、被害者に対し当該カートにより生じた損害を賠償していただきます。

2. 同乗者の故意又は過失によりカート事故を生じさせた場合、当該カートの態様に応じ、運行管理者と連帶して、あるいは単独にて被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

3. 同乗者がカート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に本約款に反する行為があった場合には、事情に従い運行管理者に対する損害賠償請求の全部又は一部が過失相殺により免責されることがあります。

4. 当ゴルフ場はカート事故による人的並びに物的損害について、一切その責任は負いません。

(注1)当クラブが下記の事項で手動運転を認める場合は、その限りではない。

1. 競技運営上で手動運転(コース内乗入れ含む)を認めた場合。

2. キャディ付でコース内走行を認めた場合。

3. 別紙の『安全運転誓約書』の提出がされ、それを認めた場合。

4. 夏季のコース内走行を認めた場合等。

(注2)やむ得ない事情でカート道から離別を認める場合。

1. 電磁誘導線の点検や断線で通常運行が出来ない場合。

2. コース整備上必要な作業でカート道が使用できない場合。

3. 運営上でスタートやラウンド途中でカートを前後させる場合など。